現行	改正案	備考
(新設)	<u>目次</u>	目次の追加
	第1章 総則(第1条)	
	第2章 建築物における駐車施設の附置及び管理(第1条の2-	
	第9条)_	
	第3章 罰則(第10条・第11条)	
	第4章 委任(第12条)	
	<u>附則</u>	
第2章 建築物における駐車施設の附置及び管理	第2章 建築物における駐車施設の附置及び管理	
After a At an an analysis of the state of th	Me a fi o o (PII/- o)))	
第1条の2 (省略)	第1条の2 (現行のとおり)	
(駐車施設の附置)	(駐車施設の附置)	
第2条次の表のアの項に掲げる地区又は地域内において、同表の	第2条 次の表のアの項に掲げる地区又は地域内において、同表の	
イの項に掲げる面積が同表のウの項に掲げる面積を超える建築	イの項に掲げる面積が同表のウの項に掲げる面積を超える建築	
物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の工の項に掲げる。	物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の工の項に掲ばる。	
げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表のオの項に掲げる面	げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表のオの項に掲げる面	
積で除して得た数値を合計した数値(当該建築物の延べ面積(駐車大学)の工様ないなる。細胞視点などでは、これに見	積で除して得た数値を合計した数値(当該建築物の延べ面積(駐	
車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては、屋	車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあっては、屋	
外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)が 6,000 平方メート	外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。)が 6,000 平方メート	
ルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の力の項	ルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の力の項	
に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数	に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数	
点以下の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。)以	点以下の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。)以	
上の台数の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施	上の台数の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施	
設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければなら	設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければなら	
ない。ただし、その性質上又は用途上自動車の駐車需要を発生される。ただし、その性質上又は用途上自動車の駐車需要を発生される。	ない。ただし、その性質上又は用途上自動車の駐車需要を発生される。ただし、その性質上又は用途上自動車の駐車需要を発生される。	
せる程度が少ないと市長が特に認めた建築物又は建築物の部分	せる程度が少ないと市長が特に認めた建築物又は建築物の部分	
については、この限りでない。	については、この限りでない。	联本担整件证
ア 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域 (省略)	ア 駐車場整備地区 商業地域又は近隣商業 (現行の	駐車場整備地区
	<u>地域</u>	内における附置

7	イ 特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途 をいう。以下同じ。)に供する部分の床面積と、 非特定用途(特定用途以外の用途をいう。以下同 じ。)に供する部分の床面積に4分の3を乗じて 得た面積との合計の面積				イ	特定用途(法第20条第 1項に規定する特定用 途をいう。以下同じ。) に供する部分の床面積 と、非特定用途(特定用 途以外の用途をいう。以 下同じ。)に供する部分 の床面積に3分の2を 乗じて得た面積との合 計の面積			特定用途に供する部分 の床面積と、非特定用途 に供する部分の床面積 に4分の3を乗じて得 た面積との合計の面積			(現行のとおり)	義務駐車場の規模 等を、同地区内の 現状の駐車実態に 相応しいものとす るため、所要の改 正を行う。
ウ	1,500平方メートル			(省略)	ウ	2,000平方メートル			1,500平方メートル			(現行のとおり)	
	部分			(省略)			途 貨の店び所途くにる (店他舗事のを。供部分の上のでする)	用途に 供する 部分	その店舗事のに 金の は の に の と の と の と の と の と の と の と の と の と	途貨の店び所途くにる (店他舗事のを。供部分のでは、 (正本の)とのでは、 (正本の)とのできる。 (正本の)とのできる。 (正本の)とい。 (正本の)と。 (正本の)と。 (正本の)と。 (正本の)と。 (正本の)と。 (正本の)と。 (正本の)と。 (正本の)と。 (正本の)と。 (正本の)と。 (正本の)と。 (正本の)と。 (正本の) (正本の) (正本の) (正本o) (用途に 供する 部分	(現行の とおり)	
オ	= 1 / 2 / 1	<u>250平方メート</u> ル	<u>400平方メート</u> <u>ル</u>	(省略)	オ	300 平 <u>方メー</u> トル	<u>500 平</u> <u>方メー</u> トル	<u>600 平</u> <u>方メー</u> トル	<u>200 平</u> <u>方メー</u> トル		<u>400 平</u> <u>方メー</u> トル	(現行のとおり)	
カ	カ 1-(1,500平方メートル×(6,000平方メートルー 建築物の延べ面積))/(6,000平方メートル×イの 項に掲げる面積-1,500平方メートル×建築物の延 べ面積)				カ	1-(2,000平方メート ル×(6,000平方メート ル-建築物の延べ面 積))/(6,000平方メートル×イの項に掲げる 面積-2,000平方メート			ル× (6,000平方メート ルー建築物の延べ面 積))/ (6,000平方メー			(現行の とおり)	

備考 (省略)

2 · 3 (省略)

第3条 (省略)

アからウまで (省略)

備考

- 1 アの項に掲げる特定用途に供する部分及びイの項に掲げ るそれぞれの用途に供する各部分は、駐車施設の用途に供 する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を 含むものとする。
- 2 アの項に掲げる特定用途に供する部分の床面積及びイの 項に掲げるそれぞれの用途に供する各部分の床面積の算定 に当たつては、当該建築物の機械室その他の共用部分の床 面積をそれぞれの用途に供する部分(機械室その他の共用 部分を除く。以下この表において同じ。)の床面積の割合 に応じて案分し、当該案分した面積をそれぞれの用途に供 する部分の床面積に加算するものとする。

2 · 3 (省略)

(自動車の台数に関する取扱い)

第3条の2 前条の規定により附置しなければならない駐車施設 | の駐車台数は、第2条の規定により附置しなければならない駐車 施設の駐車台数に含めることができる。

第4条 (省略)

(第2条の規定により附置する駐車施設の規模等)

第5条 (省略)

ならない最小規模の駐車施設の駐車台数に0.3を乗じて得た台 数(小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げるものとす る。) に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数 1台につき幅2.5メートル以上、奥行き6メートル以上とし、 ル×建築物の延べ面積) ル×建築物の延べ面積)

備考 (現行のとおり)

2 · 3 (現行のとおり)

第3条 (現行のとおり)

アからウまで (省略)

備考

- 1 アの項に掲げる特定用途に供する部分及びイの項に掲げ るそれぞれの用途に供する各部分は、駐車施設の用途に供 する部分を除き、観覧場にあっては、屋外観覧席の部分を 含むものとする。
- 2 アの項に掲げる特定用途に供する部分の床面積及びイの 項に掲げるそれぞれの用途に供する各部分の床面積の算定 に当たっては、当該建築物の機械室その他の共用部分の床 面積をそれぞれの用途に供する部分(機械室その他の共用 部分を除く。以下この表において同じ。) の床面積の割合 に応じて案分し、当該案分した面積をそれぞれの用途に供 する部分の床面積に加算するものとする。

2・3 (現行のとおり)

(自動車の台数に関する取扱い)

第3条の2 前条の規定により附置しなければならない駐車施設 の駐車台数は、第2条の規定により附置しなければならない駐車 施設の駐車台数に含めることができる。ただし、当該駐車台数が

1台の場合は、この限りでない。

第4条 (現行のとおり)

(第2条の規定により附置する駐車施設の規模等)

第5条 (現行のとおり)

2 前項の規定にかかわらず、第2条の規定により附置しなければ 2 前項の規定にかかわらず、第2条の規定により附置しなければ ならない駐車施設のうち1台以上の自動車の駐車の用に供する 部分の規模を、車いす利用者のための駐車施設として、駐車台数 1台につき幅3.5メートル以上、奥行き6メートル以上としな ければならない。ただし、増築又は用途変更に係る建築物で、当

規定整備

同上

駐車施設の規模の 基準を改正するも

かつ、そのうち1台以上の自動車の駐車の用に供する部分の規模 を、 車いす利用者のための駐車施設として、 駐車台数1台につき 幅3.5メートル以上、奥行き6メートル以上としなければなら ない。ただし、増築又は用途変更に係る建築物で、当該増築又は 用途変更の際現に本項に規定する規模の車いす利用者のための 自動車の駐車の用に供する部分が設けられているものについて は、新たに車いす利用者のための駐車施設を設けることを要しな V)

3 (省略)

第5条の2・第5条の3 (省略)

(駐車施設の附置の特例)

- 第6条 第2条の規定により建築物又は建築物の敷地内に駐車施 | 第6条 第2条の規定により建築物又は建築物の敷地内に駐車施 設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により市 長が特にやむを得ないと認める場合において、当該建築物の敷地 からおおむね200メートル以内の場所に第5条に規定する規 模を有する駐車施設を設置するときは、当該駐車施設は、当該建 築物又は当該建築物の敷地内に附置されたものとみなす。
- 2 · 3 (省略)

(新設)

該増築又は用途変更の際現にこの項に規定する規模の車いす利 用者のための自動車の駐車の用に供する部分が設けられている ものについては、新たに車いす利用者のための駐車施設を設ける ことを要しない。

3 (現行のとおり)

第5条の2・第5条の3 (現行のとおり)

(駐車施設の附置の特例)

- 設を附置すべき者が、当該建築物の構造若しくは敷地の状態によ り市長が特にやむを得ないと認める場合又は交通の安全及び円 滑化、良好な景観の形成若しくは土地の有効な利用に資するもの として市長が認める場合において、当該建築物の敷地からおおむ ね350メートル以内の場所に第5条に規定する規模を有する 駐車施設を設置するときは、当該駐車施設は、当該建築物又は当 該建築物の敷地内に附置されたものとみなす。
- 2・3 (現行のとおり)

(公共交通機関利用促進措置等による駐車施設の規模の特例)

第6条の2 第2条の規定により建築物又は建築物の敷地内に駐 車施設を附置すべき者が、公共交通機関の利用の促進に資する 措置その他市長が別に定める措置(以下この条において「公共 交通機関利用促進措置等」という。)を講じる場合であって、当 該建築物及び当該敷地(前条第1項の規定により当該建築物又 は当該敷地内に附置されたものとみなされる駐車施設を設置 し、又は設置しようとしている場合は、当該建築物及び当該敷 地並びに当該駐車施設)の周辺の道路の安全及び円滑な交通に 支障を生じさせるおそれがないと市長が認めるときは、当該公 共交通機関利用促進措置等に応じ、規則で定めるところにより、 第2条の規定により附置しなければならない最小規模の駐車施

規定整備

隔地駐車場の設置 を認める要件の改 正及び隔地距離を 緩和するもの

附置義務駐車施設 の駐車台数の緩和 を可能とする制度 の新設

設の駐車台数を減ずることができる。

- 2 第2条の規定により建築物又は建築物の敷地内に駐車施設を 附置すべき者が、前項の規定の適用を受けようとする場合は、 規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなけ ればならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、 また同様とする。
- 3 前項の規定による承認を受けた者は、公共交通機関利用促進措置等の全部又は一部を取りやめようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第2項の規定による承認を受けた者は、規則で定めるところに より、公共交通機関利用促進措置等の実施状況について、市長 に報告しなければならない。
- <u>5</u> 市長は、第2項の規定による承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。
 - (1) 公共交通機関利用促進措置等の全部又は一部を行わないとき。
 - (2) 第2項後段の規定に違反したとき。
 - (3) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 6 第3項の規定による届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された者は、第1項の規定により減じた駐車台数(当該届出又は当該承認の取消しに係る建築物又は建築物の敷地内に現に附置されている駐車施設の駐車台数が当該届出をし、又は当該承認を取り消される前において第2条及び同項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない最小規模の駐車施設の駐車台数を超えている場合には、同項の規定により減じた駐車台数からその超えている財車台数を減じて得た駐車台数)以上の自動車を駐車させることができる規模を有する駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。
- 7 前項の規定により附置しなければならない駐車施設について は、第5条第1項及び第3項、第5条の3並びに前条第1項及び

第6条の2 (省略)

(駐車施設の管理)

した駐車施設(第6条第2項に規定する代替措置として整備され たものを含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその附 置又は設置の目的に適合するように管理しなければならない。

第8条 (省略)

(措置命令)

- 第9条 市長は、第2条、第3条、第5条、第5条の2又は第7条 第9条 市長は、第2条、第3条、第5条第1項(第6条の2第7 の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の 附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命 ずることができる。
- 2 (省略)

第3章 罰則

(罰則)

- 第10条 (省略)
- 2 (省略)
- 3 第6条第3項の規定に違反して承認を受けた事項を変更した│3 第6条第3項(第6条の2第7項において読み替えて準用する│ 者は、10万円以下の罰金に処する。

第3項の規定を準用する。この場合において、第5条第3項中「前 2項」とあるのは「第6条の2第7項において準用する第1項」 と、前条第3項中「第1項」とあるのは「次条第7項において準 用する第1項」と、「場合又は第3条の規定により駐車施設を附 置すべき者が、前項の代替措置を講じようとする場合は」とある のは「場合は」と読み替えるものとする。

第6条の3 (現行のとおり)

(駐車施設の管理)

第7条 第2条、第3条又は第6条の規定により附置し、又は設置|第7条 第2条、第3条、第6条又は第6条の2の規定により附置|第6条の2第6項 し、又は設置した駐車施設(第6条第2項に規定する代替措置と して整備されたものを含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車 施設をその附置又は設置の目的に適合するように管理しなけれ ばならない。

第8条 (現行のとおり)

(措置命令)

- 項において準用する場合を含む。) 若しくは第2項、第5条の2、 第6条の2第6項又は第7条の規定に違反した者に対して、相当 の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是 正するために必要な措置を命ずることができる。
- 2 (現行のとおり)

第3章 罰則

(罰則)

- 第10条 (省略)
- 2 (省略)
- 場合を含む。) の規定に違反して承認を受けた事項を変更した者 は、10万円以下の罰金に処する。

条の繰下げ

の規定により附置 された駐車施設に も管理に係る規定 を適用するもの

規定整備

新設する第6条の 2を措置命令の対 象事項とするもの